

63 学校教育相談の基本理念の普及

清水井一^{せいいち}

1 到達目標

- (1) 新たな学校教育相談と生徒指導について理解し、両者を新たに統合する。
- (2) 授業型の学校教育相談で、指導内容を教育課程に位置付ける。
- (3) 児童生徒の社会性を育成するために、授業を通してカウンセリングの諸技法を活用する。

【キーワード】

予防的・開発的なカウンセリング，カリキュラムの教育課程への位置付け，授業型の生徒指導・教育相談，社会的スキル，社会性を育てるスキル教育

2 学校教育相談の基本理念

(1) 学校教育相談の普及

学校教育相談の基本理念には、個人的な関わりとともに、学校という組織としての活動である、という原理を忘れずに普及に取り組むことが重要である。学校をコミュニティとしてとらえ、適合性を最大にするよう努めたいものである。普及にあたっては、次の項目について確認する。

(2) 学校教育相談の基本理念

- ①狭義の相談活動（教育相談，ガイダンス，進路指導，等）
- ②生徒指導体制（生徒指導計画，組織，体制，等）
- ③心理，社会，発達的問題の発生予防や成長発達促進を主とする指導（教科，領域等の教育活動への支援，ピア・サポートやソーシャルスキル教育などのグループアプローチ，相談室運営，等）
- ④教職員研修（目標や課題等の共通理解，学校教育相談の理論や手法の習得，等）
- ⑤援助支援（リソース）の組織化
- ⑥危機管理

(3) 学校教育相談の具現化

① 対応の視点としては、個別対応，グループ対応，アセスメント，コーディネーションの4つである。

- i 個別対応（カウンセリング・コンサルテーション）
学習相談，キャリアカウンセリング，個別カウンセリング，ヘルスカウンセリング，コンサルテーション，個別指導，復帰プログラム
- ii グループ対応（ガイダンス・プログラム）
対話のある授業，キャリアSGE，ジェネリックSGE，サイコジュケーション，ソーシャルスキル教育，ピア・サポート，ライフスキル教育，校内研修，サポートグループ，保護者SGE，子育て支援講座，通常学級における指導，不適應プログラム，いじめ予防プログラム，非行予防プログラム，いのちの教育
- iii アセスメント（課題の発見・解決策の提案）
学力調査・学力検査，学習状況調査，適性検査，行動性格検査，友達アンケート，Q-U，ソシオメトリー，保健調査，外部調査，保護者アンケート，個別知能検査，発達検査，いじめアンケート
- iv コーディネーション（チーム支援・外部との連携）
夏季補習，習熟度別編成，職場体験，全校SGE，病院等との連携，特別支援学校等，NPO等との連携，警察・法務との連携，支援会議，児童相談所・SSWとの連携

② 領域内容としては，児童・生徒等，組織等，問題対応の3つである。

- i 児童・生徒等（学業，進路，人格・社会性，健康）
 - ・学業（学習相談，対話のある授業，学力調査・学力検査，学習状況調査，夏季補習，習熟度別編成）
 - ・進路（キャリアカウンセリング，キャリアSGE，適性検査，職場体験）
 - ・人格・社会性（個別カウンセリング，ジェネリックSGE，サイコエデュケーション，ソーシャルスキル教育，ピア・サポート，行動性格検査，友達アンケート，Q-U，ソシオメトリー，全校SGE）
 - ・健康（ヘルスカウンセリング，ライフスキル教育，保健調査，病院等との連携）
- ii 組織等（学校組織，教師，保護者）
 - ・学校組織（コンサルテーション，校内研修，外部評価）
 - ・教師（個別カウンセリング，サポートグループ）
 - ・保護者（個別カウンセリング，保護者SGE，子育て支援講座，保護者アンケート）
- iii 問題対応（特別支援，不登校・中退，いじめ，非行・暴力，自殺・自傷，学級崩壊，児童虐待）
 - ・特別支援（個別指導，通常学級における指導，個別知能検査，発達検査，特別支援学校等）
 - ・不登校・中退（復帰プログラム，不適應予防プログラム，NPO等との連携）
 - ・いじめ（個別カウンセリング，いじめ予防プログラム，いじめアンケート）
 - ・非行・暴力（個別カウンセリング，いじめ予防プログラム，警察・法務との連携）
 - ・自殺・自傷（個別カウンセリング，いのちの教育）
 - ・学級崩壊（コンサルテーション，支援会議）
 - ・児童虐待（児童相談所・SSWとの連携）

（スクールカウンセリング推進会議から）

3 新たな学校教育相談の確立

(1) これまでの学校教育相談の経緯

これまでも学校教育相談は、一人ひとりの生徒の教育上の問題について、児童生徒や保護者などに、その望ましい在り方を助言することとして行われてきた。その方法としては、一対一の相談活動に限らず、すべての教師が児童生徒に接するために、あらゆる機会を捉えて、あらゆる教育実践の中に生かし、教育相談的な配慮が求められてきた。また、学校教育相談は、学校の教育活動や相談活動を通して、児童生徒指導の中核を担ってきた。

(2) これからの学校教育相談の確立

学校として学校教育相談の普及をするためには、学校教育相談の基本理念を確認し、その具現化を図る教育実践を行うことが必要である。そのためには、明確な学校教育相談の確立をすることが大切である。

これからの学校教育相談では、いつでも誰でもどこでもという相談型の学校教育相談だけでは、対応できなくなってきている。これからは、学校として校長を中心に、「学力向上は、生徒指導・教育相談にあり」のスローガンのもとに取り組む時期にきている。つまり、学校として教育相談の範囲を広げ、ガイダンスカリキュラムを教育課程に位置付け、授業など柔軟に対応することである。

具体的には、各学校の年間指導計画のもとに、具体的に〇月〇日A先生が総合的な学習の時間に「社会性を育てるスキル教育」の授業を行うなど、対応の方法を変化させる必要がある。いわゆる、開発的・予防的な教育相談の一つとして、学校で児童生徒のよさや可能性を引き出すためのカウンセリングの諸技法を取り入れた授業を展開する時期にきている。

4 学校教育相談体制の性格

学校における教育相談体制を充実させるには、学校教育相談に何を求めるかを明確にする必要がある。また、生徒指導體制の中核として、学校内における開発的・予防的な領域を含めた充実を図ることが大切である。これらの観点から総合的な学習の時間の中で、体験活動の前に「学び方を学ぶ」など、具体的な方法で、全校の児童生徒の「社会性を育てるスキル教育」の教育実践を行う。

(1) 学校教育相談体制と生徒指導體制の関係

学校教育相談とは、生活への適応を妨げたり、教育の効果を阻害したり、人格の形成に支障をきたしたりなど「児童生徒個々の悩みや困難」に対して解決を援助することである。そして、教育相談体制は、児童生徒一人一人の全人格的発達を目指す生徒指導の中核的活動と考える。この学校教育相談の定義を明確にすることからスタートする。そのためにはも教育相談体制が、生徒指導との関連において望ましい位置付けや性格付けは欠かせない。

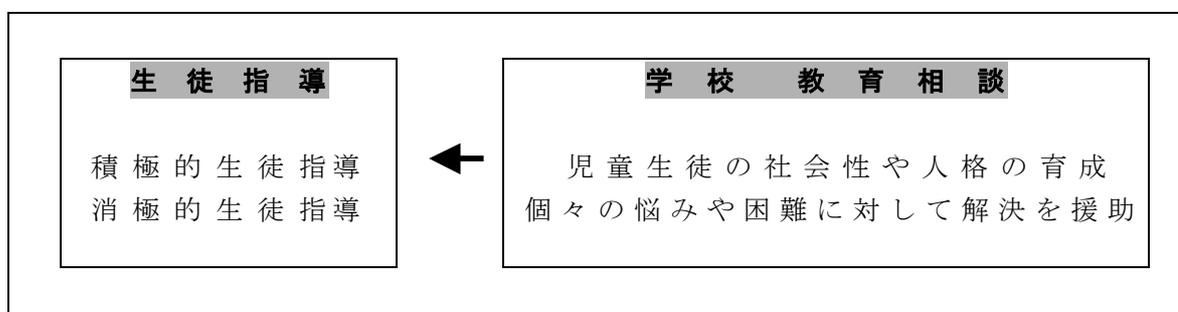
(2) 学校教育相談体制の範囲

学校教育相談体制の範囲については、①学校での教育相談体制をどう構築するのか、②市町村教育委員会での教育相談体制をどう構築するのか、それぞれの範囲についての整備が必要となる。

(3) 開発的・予防的教育相談と治療的教育相談

生徒指導の二側面として、①児童生徒の人格あるいは精神的健康をより望ましい方向に押し進めようとする積極的な面と、②適応上の問題や心理的な障害などを持つ配慮を必要とする児童生徒に対する消極的な面がある。学校教育相談は、この両面についての指導に関連する。この両面を、的確に機能させることが、今、学校に求められている。

学校教育相談における開発的・予防的側面と治療的側面



5 問題行動の減少を実現する学校教育相談体制

(1) 問題解決に資する教育相談体制

いじめ、不登校、非行、自殺、児童虐待、心身の悩み等の問題を減少させるには、教師による問題の早期発見が不可欠である。しかし、学校では生活のルールを守ることなど、当たり前のことを指導するために時間が費やされ、さらに問題行動が発生してからの事後的な対応に追われる現実がある。そこで、問題行動を減少させるための学校教育相談体制とは、本来、教師が子どもたちに向き合うことを目標に組織された学校教育相談体制であるということを確認したい。

(2) 実現が可能、かつ確実な時間・場・人員の特定

学校教育相談体制を確立するためには「いつ、何を、誰が、行うか」を特定することである。確かな実効性を求めるなら、これまでに加えて、実現的で確実に実行される計画が必要である。

第一に「いつ」については、「いつでも」などというように努力目標を掲げるだけなら、これまでの改善策の域を出ない。学校教育のどの時間で「教師が子どもたちに向き合う時間」を確実に確保することができるのだろうか。それが「授業」であることは、火を見るよりも明らかであろう。

第二に「何を」については、具体的には、各種問題行動の早期発見・早期対応に結びつ

く、「社会性を育てるために立ち居振る舞いを身に付けさせる」授業である。そのために、学校では当該校の児童生徒のできること・できないことを事前にアセスメントして、必要に応じて、聴き方・話し方に始まり、挨拶の仕方、お礼の言い方、断り方など授業で教えることである。

第三に「誰が」については、授業を行うのは各学年から選抜した2～3名の教師が専門的に行う。この教師は、この授業を行うための各種カウンセリング技法を身に付けた教師である。従来の教育相談主任や生徒指導主任などを含めて、特定の授業担当者たちで構成される「推進委員会」のメンバーとする。基本的には、各県教育センターのカウンセリング上級研修会修了者など、また、学校カウンセラー、教育カウンセラー、学校心理士などの資格を取得しているものが望ましい。

このように、問題行動の解決に直結する授業を行いながら、授業を通して、児童生徒と向き合い児童生徒の行動を把握して、授業担当教師から担任に情報提供を行っていく。そして、問題に応じて具体的な未然防止の取組を行うことができるようにすることである。

6 新しい改善策を実現するための校長のリーダーシップ（事例）

学校の教育効果に対する責任は校長が負い、学校を経営する権限もまた校長が有する。新しい組織の変革には、校内の教師がよりスムーズに動くための、校長の力量と気迫が求められる。「社会性を育てるスキル教育」などを取り入れた新しい教育実践に基づき、校長のリーダーシップの在り方に関することを述べる。

（1）校長のビジョン

学校の責任者である校長が、責任を持って問題解決のためのビジョンを示す。ビジョンとは、校長が確信を持って解決できると思う方法の道のりである。「我が校では、〇〇をすることで、△△に至らせる。なぜなら、□□だからだ」という形で表す。

（2）決断

学校の課題を明確に把握する。今、生徒指導上の課題が何であるかなどから、生徒の実態、教師の指導技術の実態、保護者の実態などを把握する。例えば、「生徒は教えられていないからできない。教師は生徒を指導するカウンセリング技術などが不足している」など。現在、学校に欠けているものを見定めて、校長が確信の持てる対策を決断する。

（3）実行の開始

生徒指導上の課題に対して、児童生徒・保護者・教師の願いは一致している。それは「学校で授業や部活など普通の日常生活を行うこと」である。この願いを実現するための方策をとともに考える過程を経て、校長からの命令というよりは、説得に努める。

当該校における生徒指導上の問題を解決する取組について、話し合う場を作り、生徒指導上の課題確認、解決のために“今教師がやらなければならないこと”とともに、“継続的にやらなければならない”ことを確認する。そして教師に解決方法がわかるように、長期的な方法を提示する。

- ①学校の教師は現在も努力はしているはずだが、「今までの方法は効果が明確に実現されていない」ということは新しい対応策が必要であると説明する。
- ②対応策とは、特に長期的な視野に基づいた対策が必要であると説明する。
- ③教師から具体策が出ないときには、校長から対策として〇〇〇〇を提案する。

(4) 教師への配慮や激励

生徒指導上の対応や生徒指導・教育相談の研修会などを通して、教師が解決方法を理解できるようにする。それとともに、対策が実行されるには、教師全員で取り組むことや、教師の力量が高いこと、中心者がリーダーシップを発揮できるように、十分な条件を整えていくことが重要である。そのために、校長自身が十分に段取りを行う。

例えば、解決方法を共通理解するための校内研修を行うとき、生徒指導主任や教育相談主任に対し、各主任が教師全員に向かって話すべきことを具体的に確認することが大切である。加えて、新しい取組と並行して、まだ減らない生徒指導上の問題への対処に校長も一緒に取り組むことも大切である。ともに問題解決にあたりながら担当教師とともに「このように問題行動の一つ一つに対応する大変さと、見通しの持てなさ」について語り合い、新しい改善策への取組を促す。

(5) 保護者への説明

校長としての信念をストレートにわかりやすく、保護者に述べる。「『先生の話をよく聞いて、先生の指示に従うこと』を、スキル教育の授業をやりながら徹底します。同じく家庭では、『親の話をよく聞いて、親の指示に従うこと』です。子どもを悪くしようとする先生や親はいません。合い言葉として、先生や親の話をよく聞き、指示に従うという、基本が出来れば学力は上がります。上がらなければ教師や学校の責任です。」学校の教育実践を通して、保護者はきちんと授業ができることを最小限望んでいるので、この説明を支持してくれる。

7 演習 (ガイダンスカリキュラム導入の実践例)

次のような手順で、学校教育相談の充実にかかるガイダンスカリキュラム導入のための演習を行う。具体的には、①学校教育相談年間指導計画等の作成②スキル教育にかかる実施要領の作成③スキル教育の全体計画の作成④実践計画の作成である。

(1) 学校教育相談実施要領、年間指導計画等

① 文書作成のねらいと手順

- i 学校教育相談の実施にあたっては、その目的や指導内容、指導方法、指導体制など効果的な実施のための要件を十分満たすように項目を整理して作成する。
- ii 前年度の学校教育相談活動に関する学校評価を生かして作成する。
- iii 学校教育相談の意義や目的、目標についてわかりやすくまとめる。
- iv 学校教育相談活動の内容については、具体的なイメージがわき共通理解が得られやすいように書く。特に、「社会性を育てるスキル教育」など、の指導内容については、

全体計画，年間指導計画等を作成して学校の基本を明確にしておく。

- v 指導方法については，校内の指導体制と関連が深いので，教育相談担当や学級担任がわかるように書く。
- vi 教育相談部を経て，担当が運営委員会に提案，修正を経て職員会議に提案する。提案する前に実施スケジュールや分掌組織に無理がないか再度教務主任と確認，調整しておく。

② チェックポイントの工夫

- i 学校教育相談活動について教育相談部会等で，前年度の実施要領を検討してあるものを修正していくと効率的である。
- ii 作成後に，前年度と異なる点や，本年度から付け加わった点などに下線を施すなどして示すことも有効である。
- iii 学校教育相談を進めていく際に，実施要項がその後の文書作成の基本となる。その後作成する文書は，実施要項との整合性を保つようにすることが大切である。内容の変更が生じた場合は，その都度更新し周知を図る必要がある。
- iv 年間指導計画は，できる限り学年別を基本に一枚に整理する方が便利である。
- v スキル教育の授業の実施については，資料作成と資料整理を適切に行うことが大切である。

(2) 職員会議提案資料（文書例 スキル教育実施要項）

① 社会性を育てるスキル教育についての考え方

生徒が問題を起こすたびに，教師は，常に生徒の対応に追われる。問題行動に対する後追い指導は，放課後や夜間，休業日に行うことが多くなる。しかしこれを個別に繰り返しても，学校全体としてはなかなか効果が出ない。そして，生徒の現状を見ると，「教わっていないからできない」という状況がある。「教わっていないからできない」「身につけていないからできない」という問題を解決するためには，日常の授業を通した教育活動が必要になる。そのために社会的スキルを「対人関係を円滑にするための知識と，それに裏打ちされた具体的なコツ」と定めて取り組む必要がある。

児童生徒の実態に基づいて，社会性の向上に結びつくスキルを体験的に身に付けさせる授業を，教育課程に位置付けて実施する。これにより，授業不成立，教師の指導に対する反発，問題行動などの状況に，事後的に対応するのではなく，予防的・開発的に教育相談の対策として実践していきたい。

② 社会性を育てるスキル教育の目的・目標

その主な構成要素として，他者理解，自己理解，感情表現，聴き方・話し方，状況理解，コミュニケーション能力などを「社会性を育てる」人間関係づくりの基本と考えた。これらの社会的スキルの習得をめざした授業を，教育課程に位置づけて行うために，特定のカウンセリング技法にこだわらず，学校の授業時間で実施できるようにプログラムを作成する。

③ スキル教育の授業の組み立て

「社会的スキル」を習得させるスキル教育の授業を構成するには、次の3点が重要である。

- i 学習性が認められること
- ii 観察できる具体的な行動としてとらえること
- iii 適切なスキルを使うと周囲から好ましい反応が返ってくることを体験的に学ばせること

1時間の授業としての展開は、図1に示した流れで実施していく。

その時間に児童生徒が身につけるべき内容を行動レベルで表し（スキル），教師の話聞くだけの座学ではなく，ロールプレイなどの体験的な理解を織り込んでいく。

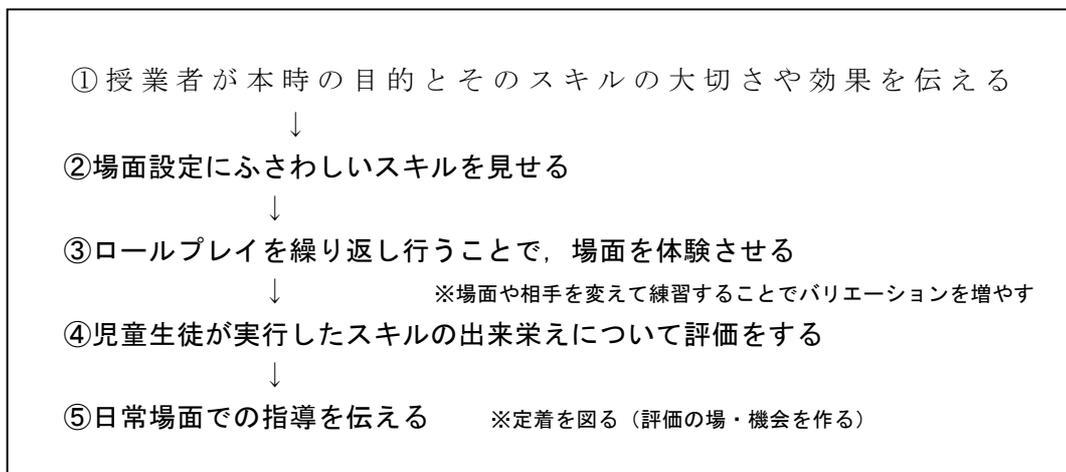


図1 社会性を育てるスキル教育の1時間の授業展開（50分）

④ 教育課程に位置付けたスキル教育の全体計画

i 授業と体験学習の相互作用

スキル教育は授業だけを指すのではない。スキル教育の授業は基礎練習にあたる。授業で基礎的な知識や型を身に付け、実際に職場訪問や大使館訪問などの体験学習で活用して、良さを実感し、自分のものとしていく。部活動の練習に例えるなら、スキル教育の授業は素振りや壁打ちのトレーニング、体験学習は実際の試合にあたる（図2参照）。

社会性を育てるスキル教育＝スキル教育の授業（基礎練習）＋体験活動（試合）

図2 社会性を育てるスキル教育の授業を組織化するときの考え方

ii 体験活動を軸にした組み立て

体験活動を軸としたスキル教育の授業を組み立てるには、体験活動と関連するスキルの授業を体験活動の前に実施する。実際に体験活動に臨み、その後のまとめでスキルについても振り返りを行う。（図3参照）

iii 話を聞く、先生の指示に従う

スキル教育では「話している人には、黙って耳をかたむける」「先生の指示には従う」を授業の前提として徹底する。そして「この約束を守ったら自分のためになることを学ぶことができた」という体験をさせて、授業を定着させていく。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生			スキル	体験①	まとめ				スキル	体験②	まとめ	
2年生					スキル	体験①	まとめ		スキル	体験②	まとめ	
3年生			スキル	体験①	まとめ			スキル	体験②	まとめ		

《体験活動の内容》

- 1年生：①市内45事業所における職場体験活動，②長野県菅平におけるスキー教室。
- 2年生：①東京（広尾・幡ヶ谷）でのJICA訪問における途上国の方々との国際交流，
②埼玉県内45の高校への上級学校訪問。
- 3年生：①京都・奈良への修学旅行，②東京の20か国に及ぶ大使館訪問の実施。

図3 スキル教育の授業と体験活動の関連例

⑤ 教育課程に位置づけて実践するまでの流れ（実践例・計画の仕方）

i 「スキル教育の全体計画」

新しい中学校学習指導要領（H20）では、総合的な学習の時間が1年生は最大50時間、2年生は70時間、3年生は70時間実施できる。この時間の一部分をスキル教育の授業にあてる。総合の中に必要な時数を確保するスキル教育全体計画を作成する。

ii 総合的な学習の時間ならびスキル教育の授業の年間計画

スキル教育の授業を実際に行う総合的な学習の時間の全体計画と、スキル教育の授業の年間計画を立てる。

iii 教師の共通理解

校内の共通理解を図っていく。「スキル教育」を学校の教育課程に入れるということは、校長の学校経営に関する事項なので、導入にあたっては、管理職と教職員が十分に相談をする。進め方の具体的な手順を確認する。総合的な学習でスキルの授業を実施するためには、前年度から諸準備を進めていく。

iv 授業の担当者決定

実施が決まったら、年度当初の職員会議では、授業担当者と担当時数が課題となる。第一には1学年を2名、合計6名の担当者が授業をする方法がある。第二には、カウンセリング研修歴から必修教科同様に専門性を活かせると考え、5名を主担当者とし、各学年2名の担当者と学級担任の合計3名で毎時間のスキル授業をTTで実施する。

⑥ 全体計画を立てるための考え方

i 学習内容を決めるために

学校の教育課程（総合的な学習の時間など）や年間行事計画，入学から卒業までの系統性，生徒の発達段階に配慮して学習内容を決める。

ア 体験活動や学校行事と関連付けて

- ・ 大使館訪問・JICA 訪問・上級学校訪問や職場体験学習などの前に，ソーシャルスキル・トレーニングの中から必要と思われるスキルを選び実施する。
- ・ 自然体験活動，林間学校，修学旅行などの校外学習の前に，人間関係づくりに効果的なグループワークや構成的グループエンカウターの演習を実施する。
- ・ 儀式的行事の前に，「あいさつ」や「身だしなみ」，「礼」などのマナーに関する内容を意図的に位置付けて実施する。
- ・ 表彰や卒業証書授与などの前に，基本動作や返事を練習する。

イ 保健指導や安全指導と関連付けて

- ・ 薬物乱用防止教室と関連付けた「断り方」や自己主張等のソーシャルスキル・トレーニングを実施する。
- ・ 防犯教室と関連付けてのソーシャルスキル・トレーニングを実施する。
- ・ スキル教育担当者が保健主事や養護教諭と T T で授業を行う。
- ・ 交通安全指導と関連付けてのロールプレイの授業を行う。
- ・ 「心の教育」としてのメンタルヘルス，ストレス・マネジメントの授業を行う。

ii 実施時期と児童生徒の発達段階

時間割に位置付けて年間 35 時間実施する場合には，各学年プログラムの重複や系統性，どのようなスキル獲得を目指すのかなど，実施する必要性を裏付けておく。例えば「あいさつ」という項目を毎年行う場合，1 年生と 2 年生，3 年生のあいさつのスキルでは，どこが異なるのか，同じことを毎年繰り返すのか，その理由は何かなどを明確にしておく。

8 まとめにかえて

学校としてやるべきこと，やれることを明確にした上で，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを効果的に活用することを考えることがこれから益々大切になる。新しい学習指導要領を充実させるためにも，生徒指導や教育相談を教育活動の中核とし，児童生徒の学力向上を支えることが大切である。

《参考引用文献》

國分康孝監修・清水井一編集『社会性を育てるスキル教育 35 時間－総合・特活・道徳で行う年間カリキュラムと指導案－』（小学校 1 年生～中学校 3 年生）図書文化，2006-2007

國分康孝監修・清水井一編集『生きる力の具体策・社会性を育てるスキル教育－教育課程導入編』図書文化，2008

文部科学省・教育相談等に関する調査研究協力者会議『児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－報告』，2009

学校文書情報研究会編集『学校文書作成ハンドブック』（清水井一「心の教育・相談体制の確立」7151-7171P）第一法規，2010